

茨木市街かどデイハウス・コミュニティデイハウス新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市内の街かどデイハウス及びコミュニティデイハウスに対し、市が補助金を交付することにより、新型コロナウイルス感染症対策への対応に係る負担を軽減し、住民主体による高齢者の通いの場の維持・継続を支援することを目的とする。

(補助対象者)

第2 補助対象者は、茨木市街かどデイハウス支援事業補助要綱(平成17年4月1日実施)第3第1項に規定する補助対象の団体及び茨木市コミュニティデイハウス事業実施要綱(平成28年8月1日実施)第7に規定する実施団体とし、次の各号のいずれにも該当する街かどデイハウス事業所及びコミュニティデイハウス事業所とする。

(1) 令和2年4月1日以降、街かどデイハウス事業又はコミュニティデイハウス事業を実施していること。

(2) 本要綱に基づく補助金の申請日以降、引き続き街かどデイハウス事業又はコミュニティデイハウス事業の運営を行う予定であること。

(補助対象経費)

第3 補助の対象となる経費は、令和2年4月1日以降に新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要な次の各号によるかかり増し経費とする。

(1) 新型コロナウイルス感染症対策に要する衛生用品等の物品購入費用

(2) 新型コロナウイルス感染症対策のための環境整備に要する費用

(補助金額等)

第4 補助金の額は、令和2年4月1日から第10の規定による実績報告書を提出するまでの期間に生じたかかり増し経費の相当額又は50万円のいずれか少ない額とする。

2 補助金の交付は1事業所につき1回限りとする。

(交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者は、令和2年10月末日までに、茨木市街かどデイハウス・コミュニティデイハウス新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付が適当と認めたときは、茨木市街かどデイハウス・コミュニティデイハ

ウス新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知する。

（交付請求）

第7 第6の規定による補助金の交付の決定を受けたものは、茨木市街かどデイハウス・コミュニティデイハウス新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（交付）

第8 市長は、第7の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めるときは、当該請求者に補助金を概算払により交付する。

（変更の申請等）

第9 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときには、第5に準じて茨木市街かどデイハウス・コミュニティデイハウス新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付変更承認申請書（様式第4号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第6に準じて決定の内容を変更し、茨木市街かどデイハウス・コミュニティデイハウス新型コロナウイルス感染症対策事業補助金変更承認通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

3 前項の補助金変更承認通知書を受けたものは、第7に準じて変更承認に係る補助金の交付を請求しなければならない。

（実績報告）

第10 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市街かどデイハウス・コミュニティデイハウス新型コロナウイルス感染症対策事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 新型コロナウイルス感染症対策に要した費用の領収書

(2) その他市長が必要と認めるもの

（補助金額の確定等）

第11 市長は、第10の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき補助額を確定し、茨木市街かどデイハウス・コミュニティデイハウス新型コロナウイルス感染症対策事業補助金確定通知書（様式第7号）により報告書を提出したものに通知する。

（精算）

第12 第11の補助金確定通知書を受けたものは、当該補助金について、精算の

手続を行わなければならない。この場合において、その確定額と既に受けた概算額に過不足があるときには、指定された期日までに茨木市街かどデイハウス・コミュニティデイハウス新型コロナウイルス感染症対策事業補助金精算追加分交付請求書（様式第8号）により不足額を請求し、または超過額を返還しなければならない。

（立入検査）

第13 市長は補助金の執行の適正を期するため、その職員に、補助対象の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第14 補助金の交付を受けた者は、当該補助金に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかななければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

（書類の保存）

第15 補助金の交付を受けたものは、当該補助金に係る収入及び支出に関する書類及び帳簿等を、当該補助が行われた年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（財産処分の制限等）

第16 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業により取得した財産を市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間を経過したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した価格の単価が500,000円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

3 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

4 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（補助の取り消し等）

第 17 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号いずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 補助金の交付申請後に、事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命じるときは、茨木市街かどデイハウス・コミュニティデイハウス新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付決定取消通知書兼返還請求書（様式第 9 号）により通知するものとする。

（市長の指示）

第 18 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

（その他）

第 19 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、令和 2 年 9 月 23 日から実施する。

様式第1号（第5関係）

令和 年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

印

茨木市街かどデイハウス・コミュニティデイハウス
新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付申請書

茨木市街かどデイハウス・コミュニティデイハウス新型コロナウイルス感染症
対策事業補助金を次のとおり申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

様式第2号（第6関係）

茨木市指令 第 号

所在地

団体名

代表者名 様

茨木市街かどデイハウス・コミュニティデイハウス
新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け申請の茨木市街かどデイハウス・コミュニティデイハウス新型コロナウイルス感染症対策事業補助金は、次の条件を付けて、金円（概算額）を交付します。

条 件

令和 年 月 日

茨木市長

印

様式第3号（第7関係）

令和 年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

⑩

茨木市街かどデイハウス・コミュニティデイハウス
新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付請求書

令和 年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知のあった
事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業
新型コロナウイルス感染症対策事業

2 金額（概算額） 円

様式第4号（第9関係）

令和 年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

㊟

茨木市街かどデイハウス・コミュニティデイハウス
新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付変更承認申請書

令和 年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市街かどデイハウス・コミュニティデイハウス新型コロナウイルス感染症対策事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 補助対象事業
新型コロナウイルス感染症対策事業
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 変更前交付決定額（概算額） 円
- 5 変更後交付申請額（概算額） 円
- 6 差引増減額 円

様式第5号（第9関係）

茨木市指令 第 号

所在地

団体名

代表者名

様

茨木市街かどデイハウス・コミュニティデイハウス
新型コロナウイルス感染症対策事業補助金変更承認通知書

令和 年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市街かどデイハウス・コミュニティデイハウス新型コロナウイルス感染症対策事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

- | | |
|----------------|---|
| 1 交付決定額（概算額） | 円 |
| 2 変更増減額 | 円 |
| 3 変更交付決定額（概算額） | 円 |

令和 年 月 日

茨木市長

印

様式第6号（第10関係）

令和 年 月 日

（報告先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

㊟

茨木市街かどデイハウス・コミュニティデイハウス
新型コロナウイルス感染症対策事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け茨木市指定 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額（概算額）
- 3 補助金精算額
- 4 補助事業の成果
- 5 添付書類

様式第7号（第11関係）

令和 年 月 日

茨木市指令 第 号

所在地

団体名

代表者名 様

茨木市街かどデイハウス・コミュニティデイハウス
新型コロナウイルス感染症対策事業補助金確定通知書

令和 年 月 日付け茨木市街かどデイハウス・コミュニティデイハウ
ス新型コロナウイルス感染症対策事業補助金実績報告書兼請求書を審査の結果、
補助金を次のとおり確定します。

- | | |
|-----------------|---|
| 1 補助金交付決定額(概算額) | 円 |
| 2 補助金確定額 | 円 |
| 3 補助金差引額 | 円 |

令和 年 月 日

茨木市長



様式第8号（第12関係）

令和 年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

印

茨木市街かどデイハウス・コミュニティデイハウス
新型コロナウイルス感染症対策事業補助金精算追加分交付請求書

令和 年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった茨木市街かどデイハウス・コミュニティデイハウス新型コロナウイルス感染症対策事業補助金精算追加分を次のとおり請求します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額（概算額） 円
- 3 補助金確定額 円
- 4 精算追加分請求額 円

令和 年 月 日

茨木市長

印

様式第9号（第17関係）

所在地

団体名

代表者名

様

茨木市街かどデイハウス・コミュニティデイハウス
新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付決定取消通知書兼返還請求書

令和 年 月 日付け交付決定の茨木市街かどデイハウス・コミュニティデイハウス新型コロナウイルス感染症対策事業補助金は、次の理由により交付決定を取り消します。下記のとおり補助金の返還を請求します。

1 取消理由

2 返還請求額 円

3 返還期限 令和 年 月 日まで

令和 年 月 日

茨木市長

印